

別紙様式第2(第1条関係)

根 拠 法 令	貿易関係貿易外取引 等に関する省令
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

特 定 資 本 取 引 許 可 申 請 書

経済産業大臣 殿

申 請 者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

住 所 ・ 居 所

又 は 所 在 地

担 当 者

電 話 番 号

申 請 年 月 日

※許可年月日

※許 可 番 号

※有 効 期 限

下記のとおり

△外国為替及び外国貿易法第24条第1項
△外国為替及び外国貿易法第24条第2項
△外国為替及び外国貿易法第24条の2

の規定により許可を受ける

義務を課された特定資本取引について、申請します。

1. 特定資本取引の内容

- (1) 特定資本取引の項目
- (2) 特定資本取引の金額
- (3) 特定資本取引の条件
- (4) 特定資本取引の実行の時期
- (5) 特定資本取引の相手方の
氏名又は名称
- (6) 特定資本取引の相手方の
住所・居所又は所在地

2. 特定資本取引に係る輸出、輸入又は鉱業権等の移転等の契約の概要

- (1) 輸出貨物、輸入貨物又は鉱業権等の種類
- (2) 輸出貨物、輸入貨物の数量
- (3) 輸出貨物若しくは輸入貨物の代金又は鉱業権等の対価
- (4) 貸付金又は借入金との相殺額

※上記申請は、

外国為替令第15条第2項の規定
により
外国為替令第16条第2項の規定
により
外国為替及び外国貿易法第67
条第1項及び外国為替令第15条
第2項の規定により
外国為替及び外国貿易法第67
条第1項及び外国為替令第16条
第2項の規定により

許可 する。 しない。

下記の条件を付して許可
する。

条 件

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 3 鉱業権等の移転等に係る取引については2の(2)の欄は記載する必要はない。
- 4 保証については2の(4)の欄は記載する必要はない。
- 5 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 6 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 7 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とする。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

送金(又は受領)年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄